

市第5号議案 横浜市区民文化センター条例の一部改正

1 概要

金沢区民文化センターを新たに設置するため、「横浜市区民文化センター条例」の一部を改正し、その名称及び位置、施設、利用料金並びに指定管理者選定評価委員会の設置について、規定します。

2 改正内容（「横浜市区民文化センター条例（抜粋）」参照）

- (1) 第2条の表に、金沢区民文化センターの名称及び位置を追加
- (2) 別表第1に、金沢区民文化センターに置く施設を追加
- (3) 別表第2に、「金沢区民文化センター指定管理者選定評価委員会」を追加
- (4) 別表第3に、金沢区民文化センターの各施設の利用料金の範囲を追加

3 施行期日

規則で定める日

ただし、準備行為^{※1}に関する規定及び別表第2^{※2}に関する規定は公布の日

※1 準備行為：区民文化センターを供用するために必要な行為

※2 別表第2：区民文化センターの指定管理者の候補者の選定等に関する事務

横浜市區民文化センター条例（抜粋）

（名称及び位置）

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
（省 略）	
横浜市金沢区民文化センター	横浜市金沢区
（省 略）	

別表第1（第4条）：センターに置く施設

	ア	イ
（省 略）		
横浜市金沢区民文化センター	ギャラリー、音楽多目的室、創作室、 創作スペース、練習室、楽屋	情報コーナー
（省 略）		

※ア欄に掲げる施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。（第10条第1項）

別表第2（第6条第5項、第8条、第19条第1項）：指定管理者選定評価委員会の担当事務

名 称	担 任 事 務
(省 略)	
横浜市金沢区民文化センター指定 管理者選定評価委員会	横浜市金沢区民文化センターの指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該センターの管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
(省 略)	

別表第3（第14条第2項）：利用料金の範囲

種別		単位	利用料金		
			平日	日曜日、土曜日及び休日	
横浜市金沢区民文化センター	ギャラリー	入場料等を徴収しない場合	1日につき	3,200	
		入場料等を徴収する場合	同	4,900	
	音楽多目的室	入場料等を徴収しない場合	同	20,500	24,000
		入場料等を徴収する場合	同	34,500	40,500
	創作室	同	5,700	6,400	
	創作スペース	同	2,600	2,900	
	練習室	同	3,500		
	楽屋	同	2,100		
	附帯設備	1式又は1台、1日につき	8,000		

金沢区民文化センターの概要

- (1) 所在地 金沢区瀬戸5002番地の9
- (2) 整備手法 金沢八景駅東口の土地区画整理事業により換地された市有地を活用し、市による直接建設で整備
- (3) 施設面積 1996.30㎡
- (4) 施設内容 ギャラリー、音楽多目的室、創作室、創作スペース、練習室、楽屋など
- (5) 施設構造 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 地上4階建て
- (6) 整備スケジュール
 - 令和8年1月 工事着工
 - 令和9年10月 工事しゅん工（予定）
 - 令和9年度中 開館（予定）

参 考

【位置図】



参 考

【イメージ図】

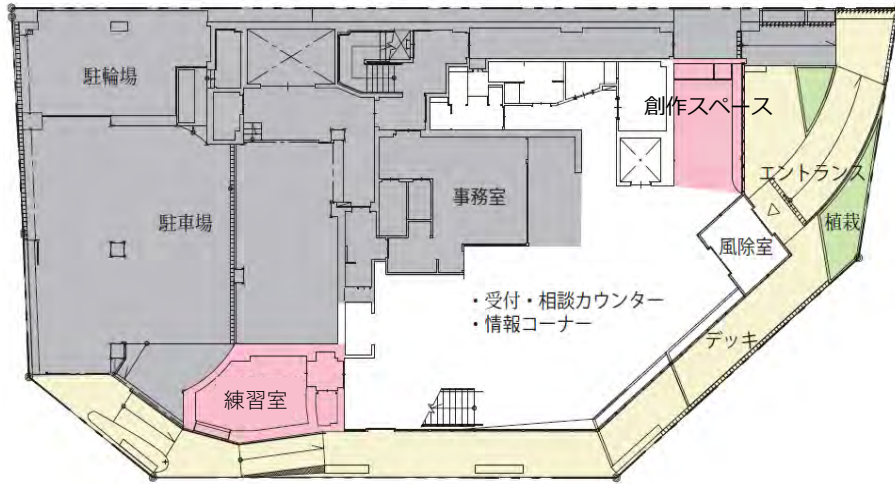
【北側 外観パース】



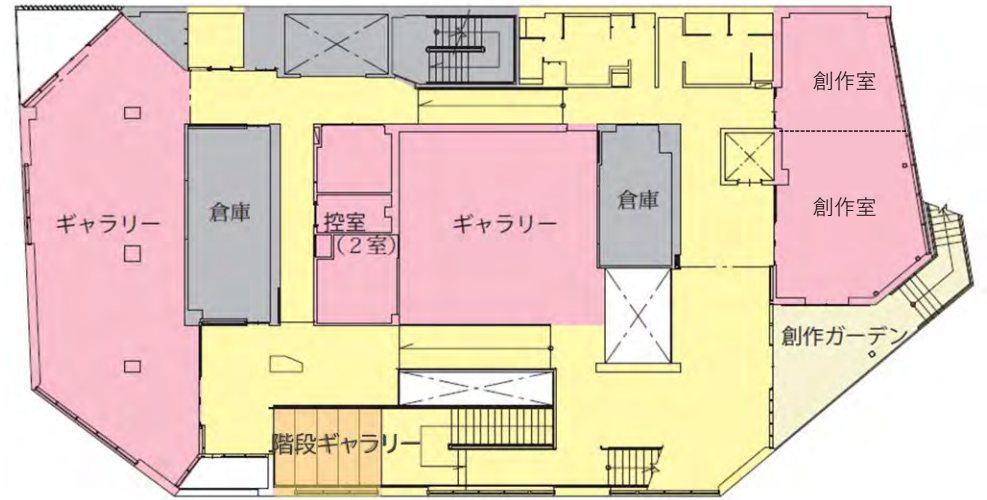
【西側 外観パース】



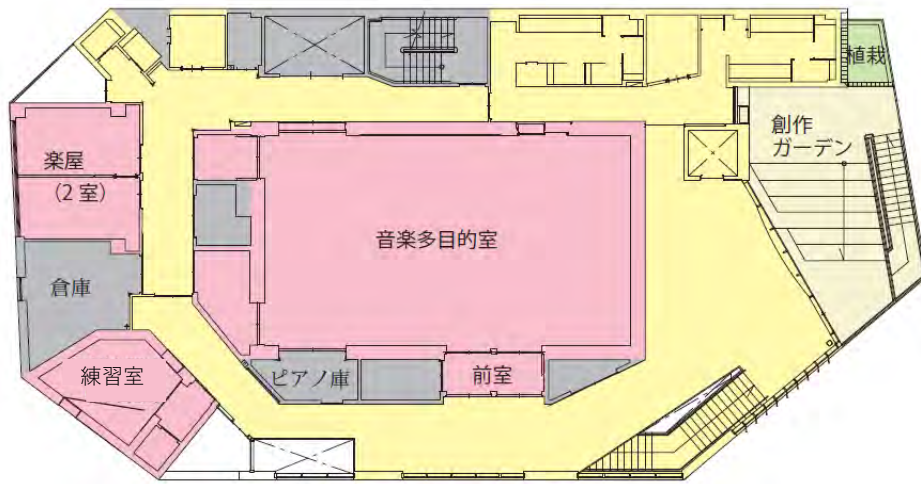
参 考



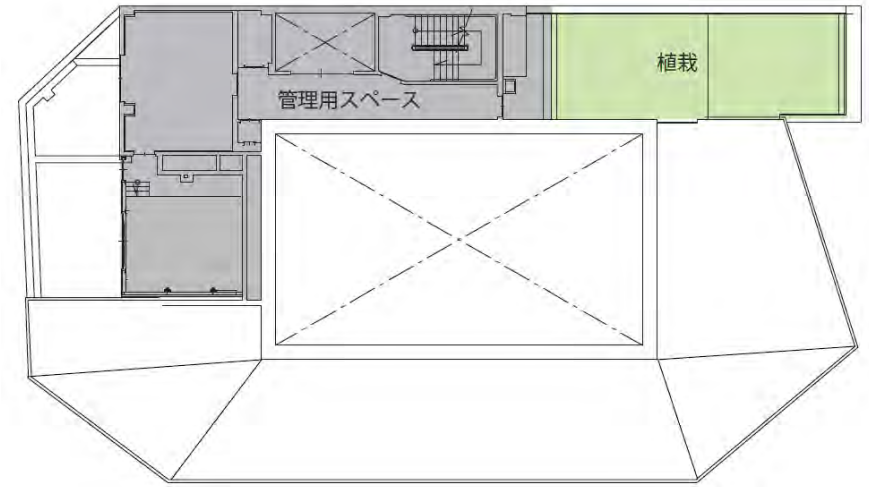
【1階 平面図】



【2階 平面図】



【3階 平面図】



【4階 平面図】

■ 条例第10条第1項に基づき、利用に際し、指定管理者の許可を受けなければならない施設